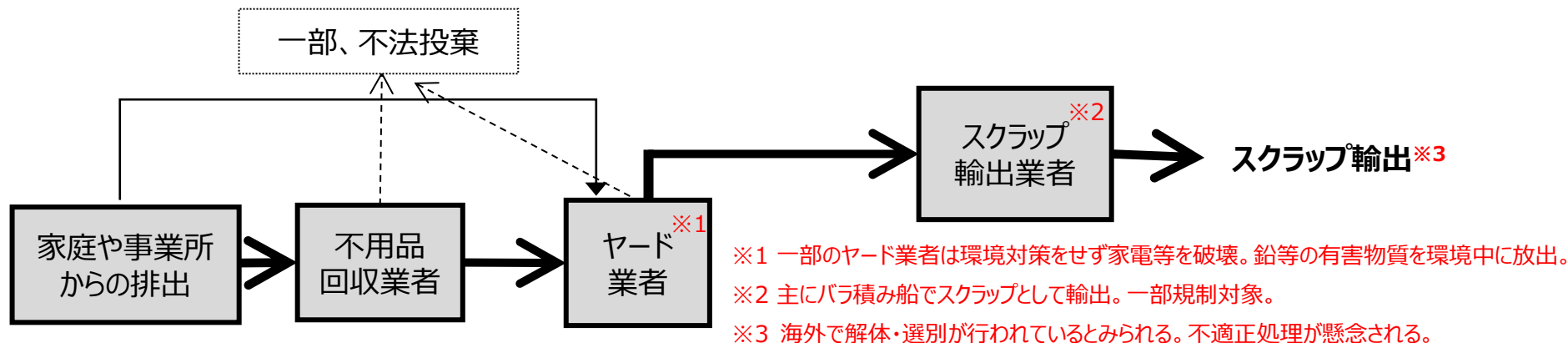

廃棄物処理制度小委員会における検討予定事項（案）について



環境再生・資源循環局

1-1. 有害使用済機器届出制度の点検・見直しの経緯

- 平成29年の廃棄物処理法の改正により、新たに「有害使用済機器保管等届出制度」を創設。しかし、当該制度に基づく届出件数は計547件（R5.9時点）に留まる。
- 「有害使用済機器保管等届出制度」の規制対象は、リサイクル法の対象機器（家電4品目及び小型家電28品目）に限定。
- 規制対象外の金属スクラップ等の不適正な保管や処理に起因する騒音や悪臭、公共水域や土壌の汚染、火災の発生等が報告されている。また、不適正なヤード業者を経由して金属資源等が海外に流出しているとの指摘もある。
- 一部の自治体においては、廃棄物や有害使用済機器に該当しない、いわゆる再生資源物の保管に関する規制を設ける条例を制定しているが、条例が制定された自治体から制定されていない自治体に事業場を移転する動きがあるとの指摘もある。



1-2. ヤード環境対策検討会における検討事項

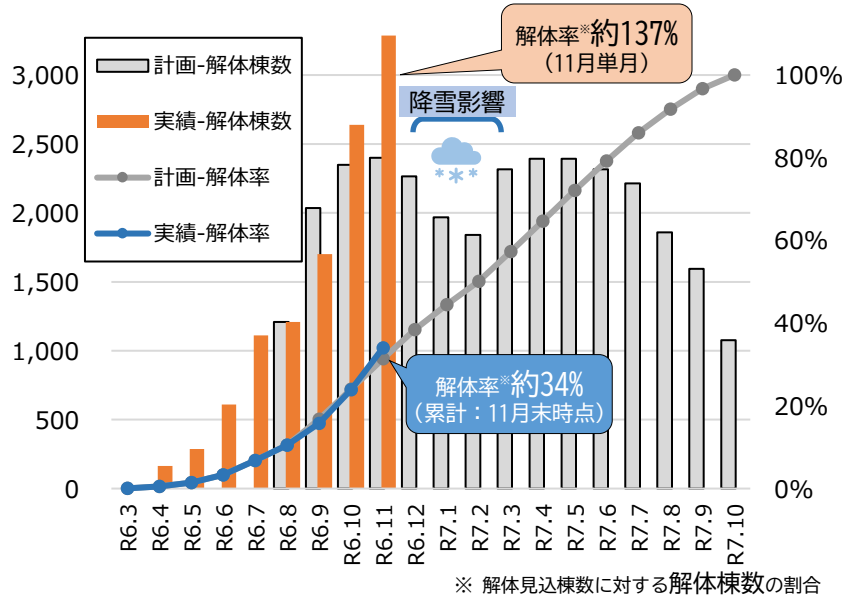
- 「不適正ヤード」における生活環境保全上の支障が発生している現状を踏まえ、特に有害性が懸念される廃鉛蓄電池の取扱いを含めた本格的な実態調査に先駆け、廃棄物等の技術的な管理及び処分技術並びに環境関連法令の知見を持つ有識者による「**ヤード環境対策検討会**」を設置。
- 令和6年10月に第1回、12月に第2回を開催し、**具体的な検討を進めているところ。**

主要な検討事項

- ① **届出制度が十分に機能しているか。**
 - 法制的な対応を検討する上で、許可制度を設けている既存条例との関係について留意が必要か。
- ② **有害使用済機器の範囲は十分か。**
 - 不適正な取扱いに伴い生活環境保全上の支障が生じうる対象物について、家電・小電だけでなく、雑多な金属やプラスチック、鉛蓄電池等、対象とするべき物としてどういったものが考えられるか。
 - 対象範囲の定義については、様々な角度からの検討が必要か。
- ③ **廃鉛蓄電池など有害性の高い物質を含む機器について、解体や再資源化等の過程で生活環境保全上の配慮は十分か。**
 - 処分方法、残さの処分等について基準を設ける必要があるか。
 - 金属スクラップの中でも有害性の違いを考慮し、基準を設ける必要があるか。
- ④ **不適正輸出を防ぐ仕組みとして更なる検討が必要か。**
 - 有害使用済機器の範囲を検討することと併せて、特に処分に伴う環境への影響が高い物品については、不適正輸出を防ぐ仕組みが必要ではないか。

2. 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に関する制度等の点検・見直し

令和6年能登半島地震の公費解体の現状



令和6年12月末の中間目標（12,000棟解体完了）の達成や令和7年10月までの解体完了、令和7年度末までの災害廃棄物処理完了を目指し、解体・撤去を更に推進。

廃棄物処理法及び災対法の一部改正（平成27年改正）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

平時の備えを強化するための関連規定の整備

（廃掃法第2条の3、第4条の2、第5条の2、第5条の5関係）
 平時の備えを強化すべく、
 ▶ 災害により生じた廃棄物の処理に係る **基本理念の明確化**
 ▶ 国、地方自治体及び事業者等 **関係者間の連携・協力の責務の明確化**
 ▶ 国が定める基本方針及び **都道府県が定める基本計画**の規定事項の拡充等を実施。

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

（廃掃法第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5関係）
 災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、
 ▶ **市町村**又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の **委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化**
 ▶ **産業廃棄物処理施設**において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの **届出は事後でよいこととする。**

災害対策基本法の一部改正

大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定

（災対法第86条の5第2項関係）
 大規模な災害への対策を強化するため、環境大臣が、政令指定された災害により生じた廃棄物の処理に関する **基本的な方向等についての指針を定めることとする。**

大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

（災対法第86条の5第9項から第13項まで関係）
 特定の大規模災害*の発生後、一定の地域及び期間において処理基準等を緩和できる既存の特例措置に加え、緩和された基準によってもなお、円滑・迅速な処理を行いたい市町村に代わって、**環境大臣がその要請に基づき処理を行うことができることとする。**

※ 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるもの（東日本大震災やそれを超える規模の著しく激甚な非常災害の場合等）

検討内容

令和6年能登半島地震をはじめとする改正法施行後の災害廃棄物対応の検証や、平成27年廃棄物処理法改正等により措置された制度などの施行状況等に関する点検を行い、今後の災害廃棄物対策等について、災害廃棄物対策推進検討会において検討する。

3-1. 処分期限後に覚知されたPCB廃棄物の適正処理の確保の仕組みの検討

- PCB廃棄物の適正処理を推進するため、「PCB廃棄物の適正処理に関する検討委員会」を開催し、具体的な検討を実施。（7月22日第34回、10月29日第35回を開催）
- 低濃度PCB廃棄物の期限内処理に向けた処理の加速化に加え、処分期限後に覚知されたPCB廃棄物の適正処理に向け、技術的・制度的な検討を行っている。

【高濃度PCB廃棄物】

- JESCOによる高濃度PCB廃棄物処理事業では、日本全国を5つの事業エリアに区分し、PCB特措法にエリア毎に設定した処分期間中の処理完了を目指して処理を推進。
- 令和8年3月末のJESCO事業の処理期限以降においては、JESCO事業期間中の高濃度PCB廃棄物が大量に保管されていた時期と異なり、安定器や機器に内蔵された小型コンデンサ等が少量ずつ散発的に覚知される段階に変わってくることを踏まえた新たな処理体制の確保が課題。

主要な検討事項

- JESCO事業処理期限以降に覚知した高濃度PCB廃棄物の処理体制を確保するため、以下の事項について有識者会議において検討している。
 - ・ JESCO施設や無害化認定処理施設での処理実績を通じた知見を踏まえて、少量の廃棄物に含まれる高濃度PCBを確実に無害化できる技術や、わずかな高濃度PCB廃棄物を長期的に処理できる体制
 - ・ JESCO事業終了後に覚知した高濃度PCB廃棄物の覚知後速やかな処理を促す仕組み
 - ・ 従来からの自治体による計画策定、数量管理、行政指導等の考え方の点検 など

3-2. 処分期限後に廃棄される低濃度PCB含有製品等の管理強化の検討

【低濃度PCB廃棄物】

- 低濃度PCB廃棄物はPCB特措法に基づき令和9年3月末までに処分が義務づけられている。
- しかし、封じ切り機器を含めた一部の使用製品については、低濃度PCB廃棄物の処理期限である令和8年度末以降に、使用機器の寿命等により不要となった低濃度PCB使用製品が新たな廃棄物として発生することが見込まれ、その適正処理の確保が課題。

主要な検討事項

- 処理期限以降に発生する低濃度PCB廃棄物の無害化認定施設における確実な処理を進めるため、以下の仕組みについて有識者会議において検討している。
 - 処理期限以降に低濃度PCB廃棄物として発生しうる使用中の低濃度PCB含有製品及び同疑い製品について、ストックホルム条約に定める環境上適正な管理及び処分を確実に実施するため、同製品の所有者に対する同製品の管理の強化、さらに廃止後廃棄までのトレーサビリティ確保のための仕組み
 - 低濃度PCB含有塗料を使用した建築物・設備を有する者に対する同建築物・設備の塗膜の管理計画、処理計画の策定及び計画的な処理を促す仕組み
 - 廃棄後速やかな処理を促す仕組み など

4-1. 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の概要

第213回通常国会で成立
令和6年5月29日公布



- 令和6年3月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議決定し、第213回国会で成立。
- 本法においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進**するため、**基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずる。**

基本方針の策定

- ・ 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、環境大臣は、**基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化の促進に関する判断基準の策定・公表
- ・ 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表



再資源化の高度化に
向けた全体の底上げ

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可のの特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業を促進**



例：ペットボトルの水平リサイクル
画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023（PETボトルリサイクル推進協議会）

<②分離・回収技術の高度化>

- **分離・回収技術の高度化に係る施設設置を促進**



例：ガラスと金属の完全リサイクル



例：使用済み紙おむつリサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン
使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

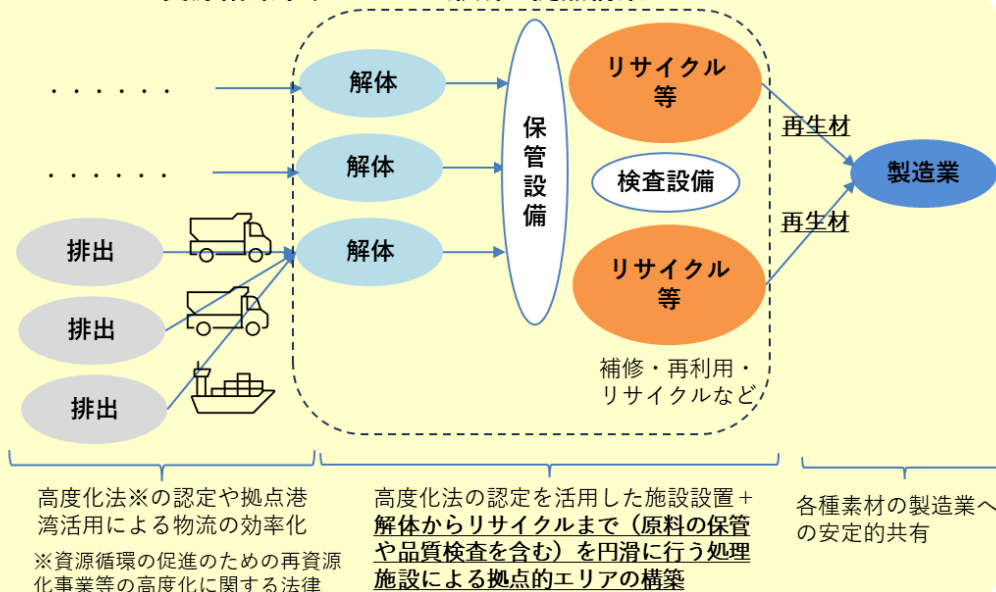
画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

4-2. 資源循環ネットワーク形成等に向けた政策の方向性

- 再資源化事業等高度化法に加えて、我が国における循環経済移行をさらに推し進めるには、**動静脈間を太い物流ネットワークでつなぎつつ、海外流出に繋がる不適正なルート**を絶つことが重要。
- そのため、不適正なルートへの制度的措置を講じるとともに、**拠点となりうる高度なリサイクル施設等への集中的な投資や制度的措置**を講じつつ、資源循環の担い手となる主体をネットワークで繋ぎ、**質・量両面から、製造業への再生材供給体制の整備を図る**必要がある。
- こうした取組を通じて、製造業・資源循環産業の双方における再生材の供給・利用の技術力を向上させ、産業の成長を通じて、我が国がグローバルな資源循環ビジネスを牽引する。

<資源循環ネットワーク形成と拠点構築のイメージ>



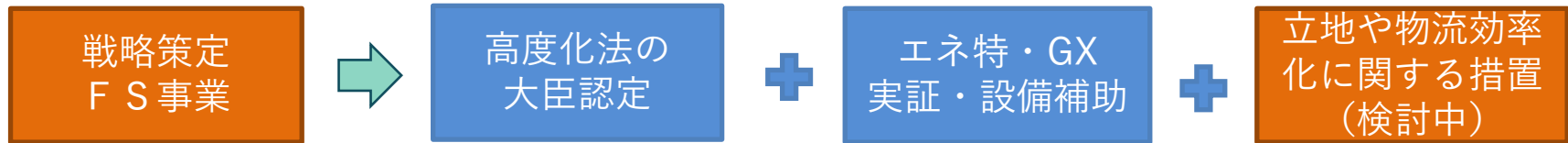
想定される循環資源

(例)

- ・金属スクラップ(鉄・非鉄)
- ・電子スクラップ(e-scrap)
- ・リチウムイオン蓄電池
- ・使用済自動車(プラスチック)
- ・再エネ関連製品(風力、太陽光)
- ・廃食油(SAF等) 等

4-3. 資源循環ネットワーク形成及び拠点の戦略的構築に関する調査事業の概要

- 今後、F S 事業を通じて、金属やプラスチックに係る循環資源の排出状況を分析し、使用済製品の供給ポテンシャル・輸送コスト・最適な処理形態を見極め、**動静脈連携による、製造業への再生材供給のためのネットワーク形成及びリサイクル拠点の全国展開可能なモデルケースを複数構築**する。
- モデルケース構築にあたり、再資源化事業等高度化法の大臣認定の活用、エネ特やGX補助金による経済的支援に加え、立地や物流効率化に関する措置について、原料の保管設備や再生材の品質検査設備等も含め、**拠点構築に必要な設備等への支援策や制度的措置を検討**していく。



高度化法に基づく
事業計画の認定

<R7年度概算要求>
エネ特 100億円
GX 事項要求

